

(1) 福祉

▶ 障害福祉課 TEL : 047-366-7348

① 身体障害者手帳

身体障害のある人が、障害の程度に応じてさまざまな支援を受けるために交付される手帳です。

交付対象：視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語又はそしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹）、心臓機能、腎臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫に障害がある人。

申請方法：指定医による診断書が必要です。

② 療育手帳

知的障害のある人が、障害の程度に応じてさまざまな支援を受けるために交付される手帳です。

交付対象：児童相談所または障害者相談センターにおいて、知的障害と判断された人。

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある人が、障害の程度に応じてさまざまな支援を受けるために交付される手帳です。

交付対象：精神障害のため長期（6か月以上）にわたり、日常生活または社会生活への制約がある人。有効期間は2年。

④ 障害福祉に関する支援

障害の程度に応じて、手当の支給、補装具・日常生活用具、在宅支援、税金・交通・公共料金の減免などの支援が受けられます。詳細は障害福祉課へお問合せください。

(2) 生活支援

① 生活保護

▶ 生活支援課 TEL : 047-366-7349

病気などで生活に困っている人に対して、扶養・資産・能力などに応じ、世帯単位で最低限度の生活を保障し、自立を助長します。外国籍の方については、一定の在留資格を有している方は、行政措置において生活保護と同等の制度が適用されます。生活保護の申請をする場合は、本人や扶養義務者または同居親族による手続きが必要です。

② 社会福祉法人 松戸市社会福祉協議会

TEL : 047-368-0503

松戸市に住む皆さんが暮らしやすいまちをつくるために活動しています。ボランティアについてのお知らせをすること、生活に困っている人の相談にのることなどをしています。

③ 生活困窮者自立支援制度

▶ 松戸市自立相談支援センター TEL : 047-366-0077

経済的な不安を抱える人の状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が他の専門機関と連携して問題解決に向けた支援を行います。

住居確保給付金	離職者などであって就労能力や就労意欲のある人のうち、住居を喪失している、または喪失するおそれがある人に家賃相当額の給付金を支給します。支給期間は原則として3カ月間で、世帯人数に応じて上限額があります。
就労準備支援事業	長期離職などの理由により、すぐに就労することが困難な人に、就労する準備として、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援を行います。
一時生活支援事業	住居をもたない人に、一定期間、宿泊場所や食事などを提供します。
家計改善支援事業	家計に問題を抱える人に対して、相談者が自ら家計を管理できるよう、家計相談や家計簿作成などの支援を行います。
子どもの学習支援事業	生活に困窮する家庭の小学5年生～高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行うことで、基礎学力の向上などを目指します。



(1) 福利

▶ 残障者福利科 TEL：047-366-7348

① 身体残障者手册

对于身体有一定程度残疾的人，根据其残障程度，颁发可以接受各种援助的手册。

交付对象：患有视觉，听觉，平衡功能，声音・言语或咀嚼功能，肢体（上肢・下肢・躯干），心脏功能，肾脏功能，肝脏功能，呼吸器官功能，膀胱・直肠功能，小肠功能，人体免疫障碍的人。

手续方法：需要指定医师的诊断书。

② 疗育手册

对于有智力障碍的人，根据其程度颁发可以接受各种援助的手册。

交付对象：在儿童咨询所或残障者咨询中心被判定为有智力障碍的人。

③ 精神障碍者保健福利手册

对于有一定的精神障碍的人，根据其程度颁发可以接受各种援助的手册。

交付对象：因精神障碍而长期（6 个月以上）受到日常生活或社会活动限制的人。有效期为 2 年。

④ 残障福利相关支援

根据残障的程度，支付补贴，辅助器具・日常生活用具，居家援助，减免税金・交通费・减免公共费用等的支援。详细请向残障者福利科咨询。

(2) 生活支援

① 生活保护

▶ 生活支援科 TEL：047-366-7349

对于因疾病等原因而生活困窘的人，根据抚养・财产・能力，以家庭为单位给予最低限度的生活保障，帮助其自立。对于外籍居民，若持有所规定的在留资格，根据行政措施可以适用于和生活保护同样的制度。申请生活保护时，需要本人及抚养义务者或同居亲属亲自来办理手续。

③ 生活困窘者自立支援制度

▶ 松戸市自立咨询支援中心 TEL：047-366-0077

根据每位经济困窘人士的实际情况，制定相应支援方案，由专业的支援工作人员与相关专门机构相互协助，为解决对象人士所面临的难题而进行各种支援活动。

确保住居补助金	对已经离职，且有就业能力或就业欲望的人士，当其丧失住居或有丧失住居的可能性时，补助房租等值金额的住居费。关于补助期间，原则上为 3 个月，补助上限根据家庭成员人数而定。
准备就业支援事业	因长期离职等原因，对立即就业有困难的人士，实施就业所需基础能力的教育支援等，提供有利于他们再次就业的各项支援。
临时生活支援事业	对于丧失住居的人士，在一定期间内，提供住宿场所和饮食支援。
改善家计支援事业	对管理家计抱有各种困难的人士，提供有关家计咨询以及制作家庭账本等支援，使之掌握自己管理家计的能力。
儿童学习支援事业	对生活困窘家庭的小学 5 年级～高中生，提供学习，居场所，心理咨询等支援，促使他们提高基础学历。

② 社会福利法人 松戸市社会福利协议会

▶ TEL：047-368-0503

为了创造便于市民生活的舒适环境而实施各类相关活动。面向公众传达有关公益活动的通知，以及为生活困窘人士提供咨询等服务。

